

別表第1 許可区分表

指定場所		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品 持ち込み
劇場等	1表 舞台部及び客席		可	可	可
	1表 客席		否	可	可
	2表 公衆の出入りする部分				可
キャバレー等、飲食店、旅館又はホテル	1表 舞台部		可	可	可
キャバレー等	2表 公衆の出入りする部分				可
百貨店等、展示場	3表 百貨店等、展示場で売場、展示部分		否	可	可
	4表 展示場で公衆の出入りする部分		否	可	可
テレビスタジオ	5表 撮影用セットを設ける部分		否	可	可
文化財等	6表 建造物の内部		否	可	可
	6表 建造物の周囲		否	可	可

別表第2 審査基準

1表 劇場等の舞台部及び客席、キャバレー等、飲食店、旅館又はホテルに設けられた舞台部の審査基準は、次表による。

指 定 場 所	禁 止 行 為	審 査 基 準
<p>○劇場等の舞台部 ○キャバレー等、飲食店、旅館又はホテルに設けられた舞台部</p>	喫煙	<ol style="list-style-type: none"> 1 演技上必要なものに限ること。 2 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。 3 喫煙設備（安定性のある不燃性の吸い殻容器をいう）が設けられていること。 4 消火器具が設けられていること。 5 防火管理者等による監視体制が講じられていること。
<p>○劇場等の舞台部・客席 ○キャバレー等、飲食店、旅館又はホテルに設けられた舞台部</p>	裸火の使用	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。 3 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない場所であること。 4 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。 5 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。 6 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 7 消火器が設置されていること。 8 承認範囲は次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、燃料容器組込み型の器具で、かつ、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 (3) 液体又は固体燃料を消費する火気使用設備器具は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 舞台上、演技上必要なものに限ること。 (イ) 危険物は、引火点が40度以上、かつ、消費量100ミリリットル以内であること。 (ウ) 危険物は漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 (エ) 火炎を有するものは、火炎の長さが20センチメートル以内であること。 (オ) 燃焼の炎は安定継続するものであること。

	裸火の使用	<p>(カ) 燃焼に際して、火の粉が発生しないこと。</p> <p>(4) 火薬類を消費する場合（噴き出し煙火を除く。）は、次によること。</p> <p>(ア) 飛散した火花が燃えつきる物であること。</p> <p>(イ) 火炎を有するものは、火炎の長さが20センチメートル以内であること。</p> <p>(ウ) 煙火は固定して消費すること。（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）</p> <p>(エ) 飛しょうする煙火は認められないこと。</p> <p>(オ) 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。</p> <p>(5) 噴き出し煙火は、次によること。</p> <p>(ア) 実験により特性の確認を行うこと。</p> <p>(イ) 煙火は固定して消費し、消費中は移動しないこと。</p> <p>(ウ) 飛散した火花が燃えつきるものであること。</p> <p>(エ) 火花の飛散範囲は2メートル以内であること。</p> <p>(オ) 火花の飛散範囲及びその範囲から周囲2メートルの床面を防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。</p> <p>(カ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4メートル周囲2メートル以内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>(キ) 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。</p> <p>(ク) 火花の飛散範囲から6メートル以内に観客がないこと。</p> <p>(ケ) 煙火消費後に排煙の措置を講じること。</p> <p>(コ) 消火器を増設するほか、屋内消火栓設備の使用準備を行うこと。</p> <p>(サ) 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。</p>
<p>○劇場等の舞台部・客席</p> <p>○キャバレー等、飲食店、旅館又はホテルに設けられたの舞台部</p>	危険物品の持ち込み	<p>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</p> <p>2 転倒又は落下等のおそれのない場所であること。</p> <p>3 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。</p> <p>4 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</p> <p>5 消火器が設置されていること。</p> <p>6 承認範囲は次によること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める指定数量の100分の1未満であ</p>

	<p style="text-align: center;">危 険 物 品 の 持 ち 込 み</p>	<p>ること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量0.5キログラムに相当する個数未満であること。</p> <p>(4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。） 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき、次の個数未満とすること。 (ア) 0.1グラム以下のものは50個 (イ) 0.1グラムを超え15グラム以下のものは10個</p> <p>(5) 煙霧発生機等で、舞台効果のために使用する機器は、次によること。ただし、危険物第1石油類又は第2石油類に該当する発煙剤を用いるものの屋内使用は、解除承認しない。 (ア) 機器の特性、性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること。 (イ) 機器に対する知識、技能等を有する専従員が取り扱うこと。</p>
--	--	--

2表 劇場等又はキャバレー等の公衆の出入りする部分の審査基準は、次表による。

指 定 場 所	禁 止 行 為	審 査 基 準
<p>○劇場等の公衆の出入りする部分</p> <p>○キャバレー等の公衆の出入りする部分</p>	<p>危 険 物 品 の 持 ち 込 み</p>	<p>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</p> <p>2 転倒又は落下等のおそれのない場所であること。</p> <p>3 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。</p> <p>4 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</p> <p>5 消火器が設置されていること。</p> <p>6 承認範囲は次によること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</p>

3表 百貨店等の店舗・展示場で売場、展示部分の審査基準は、次表による。

指 定 場 所	禁 止 行 為	審 査 基 準
○百貨店等の店舗・展示場で売場、展示部分	裸火の使用	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。 3 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない場所であること。 4 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。 5 出入口及び階段等から水平距離5メートル以上離れていること。(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) 6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) 7 消火器が設置されていること。 8 承認範囲は次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 (イ) 消費量は、1個につき58キロワット以下、総消費量は同一承認単位に存する通常顧客の出入りする部分と合算して175キロワット以下であること。 (ウ) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(燃料容器組込み型の器具を除く。) (エ) 液化石油ガスは、容器組込み型の燃料容器であること。 (オ) 使用する場所は、不燃区画されていること。 (3) 固形燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 燃料の使用量が同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、1日につき木炭15キログラム、棟炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下であること。 (イ) 使用する場所は、不燃区画されていること。

<p>○百貨店等の店舗・展示場で売場、展示部分</p>	<p>危険物品の持ち込み</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 転倒又は落下等のおそれのない場所であること。 3 防火管理者等による監視体制が講じられていること。 4 消火器が設置されていること。 5 出入口及び階段等から水平距離3メートル（危険物（危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。）の場合にあっては、6メートル）以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。）。 6 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 7 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。 8 承認範囲は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。 9 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為を行う場所は、不燃区画されていること。
-----------------------------	------------------	---

4表 展示場の公衆の出入りする部分の審査基準は、次表による。

指 定 場 所	禁 止 行 為	審 査 基 準
○展示場の公衆の出入りする部分	裸 火 の 使 用	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。 3 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない場所であること。 4 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。 5 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 6 出入口及び階段等から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 8 消火器が設置されていること。 9 承認範囲は次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 (イ) 消費量は、1個につき58キロワット以下、総消費量は同一承認単位に存する通常顧客の出入りする部分と合算して175キロワット以下であること。 (ウ) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（燃料容器組込み型の器具を除く。）。 (エ) 液化石油ガスは、容器組込み型の燃料容器であること。 (3) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、展示に伴う実演に限ること。 (4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、展示に伴う実演に限ること。 (5) 火炎を有するものは、火炎の長さが20センチメートル以内であること。

<p>○展示場の公衆の出入りする部分</p>	<p>危険物の持ち込み</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 転倒又は落下等のおそれのない場所であること。 3 防火管理者等による監視体制が講じられていること。 4 消火器が設置されていること。 5 出入口及び階段等から水平距離3メートル（危険物（危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。）の場合にあっては、6メートル）以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。）。 6 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 7 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。 8 承認範囲は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。
------------------------	-----------------	--

5表 テレビスタジオで撮影用セットを設ける部分の審査基準は、次表による。

指 定 場 所	禁 止 行 為	審 査 基 準
○撮影用セットを設ける部分	裸 火 の 使 用	<ol style="list-style-type: none"> 1 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防災性能を有したものであること。 2 避難上又は通行上支障がない場所であること。 3 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。 4 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない場所であること。 5 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。 6 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 7 出入口及び階段等から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 8 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 9 消火器が設置されていること。 10 承認範囲は次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 (イ) 消費量は、1個につき58キロワット以下、総消費量は同一承認単位に存する通常顧客の出入りする部分と合算して175キロワット以下であること。 (ウ) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（燃料容器組込み型の器具を除く。）。 (エ) 液化石油ガスは、容器組込み型の燃料容器であること。 (3) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、撮影に伴う実演に限ること。 (4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、撮影に伴う実演に限ること。 (5) 火炎を有するものは、火炎の長さが20センチメートル以内であること。

<p>○撮影用セットを設ける部分</p>	<p>危険物品の持ち込み</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 転倒又は落下等のおそれのない場所であること。 3 防火管理者等による監視体制が講じられていること。 4 消火器が設置されていること。 5 出入口及び階段等から水平距離3メートル（危険物（危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。）の場合にあつては、6メートル）以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。）。 6 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。 7 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。 8 承認範囲は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。
----------------------	------------------	--

6表 重要文化財等の内部・周囲の審査基準は、次表による。

指 定 場 所	禁 止 行 為	審 査 基 準
○重要文化財等の内部・周囲	裸 火 の 使 用	<ol style="list-style-type: none"> 1 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。 2 可燃物の転倒又は落下等のおそれのない場所であること。 3 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。 4 消火器が設置されていること。 5 承認範囲は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具については、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 (3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、1日の使用量が木炭15キログラム、棟炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下であること。
○重要文化財等の内部・周囲	危 険 物 品 の 持 ち 込 み	<ol style="list-style-type: none"> 1 転倒又は落下等のおそれのない場所であること。 2 防火管理者等による監視体制が講じられていること。 3 消火器が設置されていること。 4 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。 5 承認範囲は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の50分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第3に定める指定数量の50分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。

※史跡の審査基準については、令和元年10月11日付三消本予第1108号を参照すること。